

○財務省告示第四十一号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十九年一月十一日に発行した政府短期証券の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年二月九日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第六百五十六回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。
の適用を受けるものとし、その
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五				
額	最	口	イ	口	イ	口	イ			
最低額面金	行争非者特国入価	行争非者特国入価	行争非者特国入価	行争非者特国入価	行争非者特国入価	行争非者特国入価	行争非者特国入価			
	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争			
を五万円とする省令の改正が	千円（ただし、最低額面金額	二万四千円	二兆九千六百七十二	額面金額で二千八百八十八億円	千円	千円	申込みの応募額を割り当てる。	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。	各申込みのうち応募額を順次割り	価格競争入札発行」という。）

十 六	十 五	十 四	十 三		十 二						十 一	十	九					
払 込 期 日	者 入 札 参 加	場 所 支 払	元 金 支 払	償 還 金 額	償 還 期 限	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	発 行 日	振 替 単 位				
平 成 二 十 九 年 一 月 十 一 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行	額 金 額 百 円 に つ き 百 円	償 還 金 を 支 払 う 。	た だ し 、 償 還 期 が 銀 行 休 業 日 に	平 成 二 十 九 年 七 月 十 日			三 厘	額 金 額 百 円 に つ き 百 円 十 七 銭	八 厘 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価 格	額 金 額 百 円 に つ き 百 円 十 六 銭	平 成 二 十 九 年 一 月 十 一 日	す の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円 と す る 。	あ っ た 場 合 、 そ の 施 行 の 日 か ら